11月6日~12日は 年金週間です

パブリックコメント (意見)を募集します! 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

市は現在、高齢者の保健・福祉と介護保険施策を総合的・計画的に推進するため、新たな「津山市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画」の策定を進めています。このたび素案がまとまりましたので、素案に対する市民の皆さんの 意見を募集します。意見は今後の審議に生かしたいと考えていますので、ぜひご応募ください。

計画(素案)の概要

計画では「高齢者がその人らしくいつまでも 地域で はつらつ暮らすまち つやま」を目指すまちの姿とします。基本 的には、現在の施策やサービスをより充実させながら、引き続き実施していきます

保険料については、原則現在の負担額としますが、所得の低い人については、段階の細分化により負担軽減を図り ます

高齢者がその人らしくいっまでも、地域ではつらっ言らすまちったま

【健康づくりの推進】

- 1 栄養・食生活
- 2身体活動·運動
- 3休養・こころの健康づくり
- 4歯の健康 5たばこ・アルコール
- 6生活習慣病
- 7 高齢者のインフルエンザ予防接種

【高齢者福祉の充実】

- 1 高齢者の日常生活支援
- 2家族介護支援
- 3高齢者の権利擁護
- 4福祉施設の充実

【介護保険サービスの充実】

1 居宅サービス及び施設・居住系 サービス確保のための方策

2地域密着型サービス確保のため ┃

- 3介護保険事業の円滑な運営

【地域支援事業の推進】

- 1 介護予防の推進(特定高齢者) 2介護予防の推進(一般高齢者)
- 3地域包括支援センター事業の推 進
- 4 任意事業

【地域ケア体制の推進】

- 1高齢者が活躍できる環境づくり の推進
- 2市民参加のまちづくり
- 3 生活環境の整備
- 4 住環境の整備
- 5 高齢者の安全対策
- 6 情報提供・相談体制の充実



計画 (素案) の公表・閲覧場所

①高齢介護課(市役所1階9番窓口)または各支所市民生活課窓口(執務時間内) ②市ホームページ

募集期間

11月10日(月)~12月9日(火)

応募資格

①市内に在住する人②市内に事務所または事業所がある個人、法人、その他の団体③市内にある事務所または事業 所に勤務する人④市内にある学校に在学する人

応募方法

任意の書式に、住所、氏名(団体名)、電話番号を明記し、高齢介護課へ持参または郵送、ファクス、電子メールで応募 ※匿名や電話、口頭での受け付けはできません

意見の取り扱い

意見の概要とこれに対する検討結果を市ホームページなどで公表予定(住所や氏名などの個人情報は非公開) ※意見に対する個別の回答はしません。同様の意見は集約することがあります

問い合わせ先

〒708-8501 津山市山北520 高齢介護課

2070、**32** - 2153、Eメール kaigo@city.tsuyama.okayama.jp

子どもたちが一緒にかつて日本では、 で家族が高齢者を扶養することが 年金は世代と世代の支え合い 般的でした。しかし、核家族化が進み 緒に暮らし、 祖父母、 その 父母、

兄弟姉妹が少なくなっている現在、

者の生活を支えていく仕組みが必要 とが難しくなっています た制度です。 であるという考え方のも 老後の生活を自分の子どもに頼るこ 中で、 公的年金制度は、 のにするため、 長い老後の生活を安心で 社会全体で高齢 このような状況

保険料は月額1万4410円

偶者の扶養でなくな 20歳になった時、

※60歳以上65歳未満の人や、

20 歳 以

上65歳未満の海外在住の

加入

(希望により加入)

すること 人も任意

ができます

号被保険者になる届け出が必要です

なった時は、

第

退職した時、

配

便利な口座振替や保険料が割引

年金頃・生涯支給されます。 年金額 めた場合の満額) 79万2100 再 (40年間納

国民年金加入中の病気やけがによ

せされます

ので、

ご注意くださ

り障害の状態のある時に支給されま (納付の要件

金額 (定額) 1 級 || 99 万 1 0 0

年

年金額 に支給されます。 国民年金加入中の 子どものいる妻、または子ども (納付の要件あり) 人が亡くなった

すが、10年以内であれば後から納め将来受け取る年金額が少なくなりま 受けて3年度目以降に追納す ること(追納) 免除・猶予を受けた期間に応じて、 保険料免除・猶予制度もあります。 将来、 所得が少なく納付が難しい場合は めることもできま なるお得な前納制度もあり 経過期間に応じた加算額が上 月額400円の付加保険料を より多くの年金を希望する ができます。 免除を 全ます。 る場合

老齢基礎年金

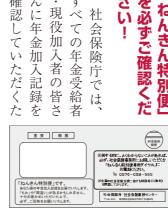
原則25年以上保険料を

65歳から(2

あなたの一生をサポ 3つの基礎年金が

さい を必ずご確認くだ **.ねんきん特別便」**

確認していただくた んに年金加入記録を 現役加入者の皆さ



遺族基礎年金 2級=79万2100円

妻の場合) 102万円(子が1人いる

	どんな人が加入するの?	保険料の支払い は?
第1号 波保険者	自営業、農業・ 漁業、学生、無 職の人など	自分で納めます (免除制度もあり ます)
第2号 波保険者	会社員、公務員 など	給料から天引きさ れます
第3号 波保険者	第2号被保険者 に扶養されている 配偶者	配偶者の加入する制度が負担します

〈確認の参考にしてください〉

出にご協力ください

昭和17年6月 「労働者年金」 男性 の保険料徴 (工場など) 収

開始

昭和19年10月 に変更し、 男女全員の 名称を「厚生年金」 一厚生年

金

昭和36年4月 の保険料徴収開始 徴収開始 「国民年金」 0) 保

導入。第3号被保険者の制度を昭和61年4月 すべての人が年金を 平成3年4月 の対象者であった学生に国民年 れまで任意加

創設

平成9年1月 番号で記録管理す 番号制度」を創設 れていた年金番 それまで制度ごとに る 「基礎年 金

金への加入を義務付け

津山社会保険事務所回31 保険年金課回32

問い合わせ先

2363

しました。 ※記録の訂正がない ん特別便」に記載されている年金記 ました。お手元に届いた「ねんきから平成20年10月までの間に送付「ねんきん特別便」を平成19年12 必ず回答してください 人も回答票の提

国民任

どんな制度?

金に加入す

ることが義務付けられて

ます。

加入者は次の3種類です。

20歳になったら国民年金

20歳から60歳までの人は、

公的年